

# 人権の広場

じんけん  
ひるば

部落差別をなくすのは  
私たち一人ひとり  
～部落差別解消推進法～

## 女性のための特設法律相談

離婚に関する相談や、配偶者、パートナーなどからの暴力(DV)、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、性犯罪)被害に関する相談を女性弁護士がお受けします。

日時 2月6日(金) 午後1時～5時  
(1人25分)

場所 岬町役場 住民活動センター  
会議室C (泉南郡岬町深田2000-1)

定員 8人 (先着順)

対象 泉佐野市・泉南市・阪南市・  
熊取町・田尻町・岬町に在住・在勤・  
在学の人

申込 1月7日(水)以降の平日 午前9時  
～午後5時30分に電話、FAXで岬町  
人権推進課 (☎ 492-2773 FAX4  
92-5814) へ

※相談・一時保育無料。一時保育(1  
歳6ヶ月～就学前)あり、希望者は申込時に (締切: 1月14日(水))

問合先 人権推進課

平成28年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別のない社会の実現を目的としています。そつとしておけば自然に部落差別がなくなると考えるのは誤りです。生まれた場所や障害の有無、国籍などに関係なく誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。本市では、引き続き部落差別解消に向けた施策を推進していきますので、市民のみなさんのご理解と協力をお願いします。

## 人権を考える映画会

沖縄戦没者の遺骨を40年以上にわたり収集し続ける具志堅隆史さんの姿をとおして、沖縄の歴史と今を見つめるドキュメンタリー映画です。

上映日・内容 2月14日(土)・「骨を掘る男」(2024年)

時間 午後2時～(開場: 午後1時30分)

場所 レイクアルスター・プラザ・カワサキ生涯学習センター

定員 100人(先着順)

申込・問合先 電話またはe-mailで人権推進課 (jinken@city.izumisano.go.jp) へ

## 国際交流員工マ通信

# Itye Nining イティエニニン!

(アチャリ語で「こんにちは」)

みが祝日とされています。ほとんどの人は年末よりも早く、翌年の1月第1週まで祝祭シーズンを楽しめます。ウガンダで最も一般的な新年の祝い方をいくつか簡単に紹介します。

**【花火大会】** ウガンダでは、毎年12月31日の夜、真夜中に花火を打ち上げる文化が広く浸透しています。多くの集会場、ホテル、教会では、新年を迎えるために壮大な花火が打ち上げられます。花火が打ち上がるたびに、群衆から力強い歓声が上がりります。

**【音楽コンサートとエンターテイメント】** 全国の有名アーティストの多くが、年末と新年に音楽コンサートを開催し、ファンと共に新年を祝います。人気ミュージシャンが活躍する都市部と地方の両方で、このような新年の祝い方は一般的です。

**【徹夜の祈り】** ウガンダには大きなキリスト教徒のコミュニティがあり、その中には12月31日の夜から1月1日まで祈りを捧げる人もいます。これは昨年の感謝や、新年とその計画を神に捧げるためです。

**【家族の集まりと祝宴】** クリスマスのお祝いと同様に、ウガンダの多くの家庭では、新年のお祝いも家族で行います。家族が集まり、豪華な食事や飲み物を楽しみ、時には音楽に合わせて踊って新年を祝います。

## 今月のアチャリ語

- Mwaka manyen (ムワカ・マニエン) : 新年
- Omera (オメラ) : 兄弟
- Lamera (ラメラ) : 姉妹

## ウガンダの新年のお祝い

問合先 自治振興課 (☎ 429-9174)

ウガンダ人は非常に祝祭的なライフスタイルを送っており、新年のお祝いにはそれが最も顕著に表れます。世界の多くの地域と同様に、ウガンダでも毎年12月31日は、陽気な祝賀、感謝の気持ち、そして家族との再会で溢れます。

文化、宗教、社会的な地位は、ウガンダ人それぞれの新年の祝い方に大きな影響を与えています。年末年始が連続して休暇となる日本とは異なり、ウガンダの公式暦では1月1日の



▲カンパラ市での新年の花火大会



▲国際交流員のエマニュエル



▲新年の家族ランチタイム